

「交通政策基本計画 中間とりまとめ（素案）」について

1. 基本計画の前提

○交通政策基本法において、交通政策基本計画には、以下の事項を定めることとされている。
(第15条第2項)

- (1) 交通に関する施策の基本的方針
- (2) 交通に関する施策の目標
- (3) 交通に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) その他必要な事項

○交通政策基本法において、国の施策として、
・日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等(第16条)
等に関し必要な施策を講ずることが規定されている。(第16～31条)

○計画期間は、2015年(平成27年)～2021年(平成33年)の7年間を想定。
(次期社会資本整備重点計画(2017～2021年を予定)と終期を揃える(同計画を前倒しで策定する場合には、その終期に合わせる。)とともに、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた計画とする趣旨。)

2. 中間とりまとめ（素案）の構成

○交通に関する施策の基本的方針

交通政策基本法の規定や時代潮流を踏まえて、3つの「基本的方針」を設定する。

(基本的方針)

- A. 豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現
- B. 成長と繁栄のための基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築
- C. 安心・安全で持続可能な交通に向けた基盤づくり

○交通に関する施策の目標

交通政策基本法の規定を踏まえつつ、計画期間内に目指すべき「目標」及びその趣旨を記載する。なお、数値目標については今後検討する。

○交通に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

「目標」の各々について、計画期間中に取り組むべき主要な施策の骨子を記述する。その際、取組内容が概ね定まっているものだけでなく、取組内容を今後検討していくものについても、できる限り記述する。

3. 今後のスケジュール

○6月…交通政策審議会・社会资本整備審議会(計画部会・小委員会)において、中間とりまとめ(素案)を審議。

○夏頃までに中間とりまとめを行い、年内を目途に交通政策基本計画を閣議決定。